

国際的中立の一考察

倉 頭 甫 明

目 次

- 第1章 中立と中立の類型
 - I 節 中立とは
 - II 節 中立の類型
 - (1) 永世中立
 - (2) 国際法上の中立
 - (3) 国際政治上の中立
- 第2章 現代の中立（日本の中立主義）
 - I 節 1945年以後の国際情勢と中立化の現象
 - (1) 共産主義と中立
 - (2) ソ連の対日中立政策
 - II 節 日本の中立主義
 - (1) 日本中立国論の経過
 - (2) 中立に対する各政党及び文化人の主張
 - ① 社会党の中立
 - ② 共産党の中立
 - ③ 公明党の中立
 - ④ 民社党と中立
 - ⑤ 自民党と中立
 - ⑥ 日本文化人の中立
 - III 節 日本の中立の可能性について

第1章 中立と中立の類型

I 節 中立とは

今日の中立とは国際政治上の中立の事である。高山岩男教授によれば「国際政治上の中立、或は中立政策とは、他の間に戦争が発生した際、その戦争に参加しない状態または参加しまいとする政策を意味している。さらに将来起こるかも知れない戦争のことを慮って、平

時から軍事同盟を結んだり、集団安全保障機構に加盟したりしない政策——この場合は長期的の国策となるをも意味する。——今日国際社会や国際政治の上で中立と称されているものには、もう少しの厳密な規定が必要である。それは中立が国際法の上に立つということであって、国際法の上に立つ中立は、中立の権利のみならず中立の義務も規定せられるのである。中立国は交戦国から国際法できめられた中立国の権利を尊重させる。——このような中立の権利と義務が国際法で規定せられ、中立が法の上に中立となっているのが今日の中立であって、このような中立を我々は近代的中立と呼んでよい。と云うのは、このような中立は世界史の上で全く新しい事柄であって、中立の権利義務を規定した国際法は実に19世紀より20世紀に移る境、バーグ会議（第1回1899年、第2回1907年）で始めて成立したのである——中立が国際法に規定せられるようになったのは実に新しい世界史的な事件なのである¹⁾」と述べられている。近代的中立は戦争期間中であっては局外であって、戦争に関係を持たない国は全て中立状態にあるわけであるが、しかしこの他に区別して考えられるべき中立（永世中立）がある。永世中立は後に述べるごとく、周辺の大国が結んだ国際条約で保障せられ、それに加えて中立国自身が平時、戦時であっても中立政策を恒久的に維持するものである。また、近代的中立（国際法による中立）とも違い、永世中立とも違うものに、比較的長期に涉ってとられる中立（国際政治上の中立）がある。

これが今日において国際政治上に問題とせられる中立である。このような中立（国際政治上の中立）を長期に涉って維持して来ている模範的な国はスウェーデンである。スウェーデンの中立は国際法で規定せられた戦争時の局外中立及び国際条約による保障とは全く関係のないものである。しかし今日のスウェーデンの中立は完全な意味での中立ではない。その理由は、スウェーデンは国際連合に加盟（1946年）しているからである。国際連合は集団安全保障を精神とする国際機構であり、かかる国際機構に加入することは、孤立性を精神とする中立とは相容れない。これと同じことは、永世中立国たるスイスが国際連盟に加盟する際、永世中立の地位との矛盾から論議が生じ、長い中立の歴史を持つスイスの特殊事情を考慮する事により加盟が認められたのではあるが、イタリアのエチオピア侵入に対する連盟の対イタリア経済制裁に直面して困惑し、その後ヨーロッパの不安が深刻となるや脱退を決意し、第二次大戦開始直前に完全中立を承認せられるに至った史実がある。このような経験から、スイスは国連に加盟していないのである。

スウェーデンは完全なる意味の中立政策をとっている国とは云い難いではあるが、しかしこの国は軍事機構たる性格の濃い NATO にはいまだ参加をしておらず、米ソ両国を中核とする二つの世界の紛争には超然たろうと努力している。このスウェーデンの対外政策は西ドイツを承認し、ハンガリー動乱（1956年）ではソ連を非難し、ベトナム戦争（1960年～）に

1) 高山岩男著「国際的中立の研究」p 15～16.

反対声明をし、さらにソ連のチェコ侵入(1968年)に対しても反対声明をしている。その限り、スウェーデンが国際政治上の中立政策を堅持しようとしていることは認めざるを得ない歴然たる事実である。この事実の上に立って、一方では軍備国防の充実に努力し、他方では賢明な外交によってその目的を達しようとしている。この点においてはスイスも同様であって、かくてルクセンブルグ(1867年ロンドン条約で永世中立)、ベルギー(1831年ロンドン条約で永世中立)が第一次大戦でドイツによって中立を蹂躪せられた経験と国際条約が危急の際、頼みにならなかった史実に鑑み、鋭意自力を以って中立を守り抜こうとしている、この点で相違がある。スイスとスウェーデンは中立政策維持の意志と方策とは類似し、中立を考える二つの模範国たることを失わないのである。しかし将来、永世中立、国際政治上の中立は、従来よりも容易となるであろうか、それとも逆に一層困難となるであろうか、これは深く研究せねばならない問題である。今日の新興独立国の中立は東西の対立、即ち自由主義と共産主義の対立、民主主義と全体主義の対立の間であって中立をとろうとするところから、自然にイデオロギー的性格を帯びている。

中立は本来においてイデオロギーとは無関係ではあるが、自由主義国際社会では中立は一応存在理由が認められる。全体主義(共産主義)の国際社会では、その存在理由が認められない。その二つの理由を上げると、①—自由主義の支配する国際社会にあっては、自由競争の原理が認められているので、ここにおのずから権力政治、勢力均衡を認めることになる。この国際社会では大国のバランス・オブ・パワーの間に小国の中立が存在してきているのが歴史上の事実である。しかし大国のバランス・オブ・パワーが崩れて大戦争になれば、この中立は保障されるとは限らず、大国の都合で蹂躪されているのが実際の姿である。②—全体主義の支配する国際社会にあっては、バランス・オブ・パワーというものはない、ここでは独裁的支配関係があるのみである。もし全体主義と自由主義との間に対立があるとすれば、それは「敵か味方か」いずれかであって、敵でもない、味方でもない「中立」なるものは始めから認めないのが、全体主義の建前である。中立は本来においてイデオロギーには無関係のもので、ただ権力政治、勢力均衡に相関的に見出される政策なのである。この政策は近代欧州に国際社会が成立して以来、勢力均衡が国際関係を規定する大国の谷間をぬってなされた小国の政策である。核兵器(A.B.C兵器)の出現によって、勢力の均衡による平和の立場が非常な危険を伴うようになった現代においても変りなく、中立主義が東西両陣營の勢力の均衡と共に現われた事実が立証していると思われる。今日の国際社会が世界史的世界になり、一国、単独では自存も自衛も不可能となった現状では、集団安全保障が自然な姿となったのであるが、米国とソ連、自由世界と共産世界の対立が緩和されず、冷戦が持続して、国連の安保理事会が一致を見ること難しく、實際上、世界平和維持の機能が麻痺している間、新興独立の小国群に中立—軍事的性格の濃い地域的集団安全保障機構に参加を拒む中立の気運は

避けがたい事であろう。

Ⅱ 節 中立の類型

中立について述べて来たように、中立を厳密に区別するならば永世中立、国際法上の中立、及び国際政治上の中立の三つの類型に区別することが出来る。この類型について述べる
と次のごとくである。

(1) 永世中立（これは必ず長期的であり、長期たることを意図する）

永世中立は普通の国際政治上の中立政策を維持するというだけのものではない。実に国際条約によって、その条約締結国から独立と領土の保全とが保障せられるのであって、中立はこの条約の義務を課せられる。永世中立が成立したのは19世紀であり、過去においては、スイス（1815年）、ベルギー（1839年）、ルクセンブルグ（1815年）に見られるが、ベルギー、ルクセンブルグは兩次大戦でドイツに国土を蹂躪せられたことにより、ベルギーは第二次大戦後に永世中立を放棄し、集団安全保障に加入する政策に転向して、現在は国連・及び NATO にも参加し、ヨーロッパ防衛共同体にも強く参加意図を示した。ルクセンブルグの永世中立も第一次大戦後事実上は終了したが、法律上は永世中立国のままである。現在はベルギーと同様に国連及び NATO に加盟し、ヨーロッパ防衛共同体に対しても積極的に加入の意図を示したのである。今なを永世中立を維持し続けている国はスイスである。スイスの中立は「誓いを立てた同志の結合」という名称で4州湖を囲む三つの連合から出発したと伝えられ、中立がスイスの建国精神として確立したのは、30年戦争（1618年～1648年）の末期に13州（そのころ誓いを立てた同志の連合）がその独立を守るため連邦共同防衛軍計画を樹立した時代ということになっている¹⁾。

永世中立国として承認されたのはナポレオン戦争の事後処理を議したウィーン会議（1814年～15年）からである。スイスは1815年のウィーン会議後、150数年間にわたり国境を侵されることなく、中立を維持したことは容易ならざることである。このことは、例えばヨーロッパの紛争に対して局外中立を欲し、そのため地域的連帯を策し、第一次大戦では中立を保ち得たスウェーデン、ノルウェー、デンマークが、第二次大戦において、ノルウェー、デンマークがドイツのために脆くも蹂躪せられた史実を見ただけでも明瞭である。この永世中立が成立する諸条件は、[Ⓐ] 周辺の諸大国が国際条約をもって中立国の独立を保障することである。この中立は戦時は無論、平時にあって、一時的でなく長期的のものである。その中立の性格は国際法上における戦時の中立と同様である。[Ⓑ] 次に国内的には国民一致の国策であることである。一党一派の政策ではなく超党派的でなければならない、これは自国を守り、かつ中立の義務を守るために必要な軍備を持つことである。[Ⓒ] 地理上、特殊な条件及び小国で現状維持たること、他国に軍事的圧力を感じさせないことである。

1) 北村孝治郎著「第二次大戦とスイスの中立」p 1参照

以上の諸条件がスイスを永世中立国たるを成功させている。最近にあっては、オーストリアが第二次大戦後に米英仏ソの占領管理の下におかれた後に、1955年10月、米英仏ソの4カ国条約により永世中立化が承認されたのである。オーストリアが中立化せられた動機は、占領軍から解放せられるため、四ヶ国の合意の上で成立したが、その中立は保障を欠いている。これがスイスと異なる点である。

(2) 国際法上の中立（これは長期・短期は無関係で戦時の局外中立）

国際法上の中立は特定国家間の戦争に際し、双方の交戦国に対して、非交戦国が法律上で、不備且つ公平な態度を維持し、その利益を計らない事を義務づけられる地位を中立と称される。横田喜三郎教授によれば「中立とは戦争に参加しないで双方の交戦国に対して公平な態度をとる国際法上の地位である²⁾」と説明されている。国際法上に立つ中立の義務を述べると次のごとくである。

〔公平義務〕

- (a) 中立領域の軍事的利用において、その領域を交戦国に利用させない防止義務が有るが、領海及びその上空に於ける義務は、中立国が自国の都合によって交戦国軍艦、軍用航空機の通過を禁じ、制限する事は自由である。しかしこういう禁止及び制限は双方交戦国に公平に適用しなければならない。
- (b) 中立国は交戦国に対する兵力、兵器、公債の供給において、中立国が交戦国の何れにも戦争遂行のための便宜を供給する事を禁止する。中立国は国家として、その軍隊を交戦国に提供せず、また軍用に供せられる一切の物質及び公債を有償たると、無償たると問わず供給しない回避義務を負う。

〔黙認義務〕

交戦国は敵国海岸に封鎖線を設定し、その封鎖線の侵犯を行う中立国の船舶及び敵国に対して輸送されると推断される戦時禁制品はこれを捕獲没収することができる。中立国はこのような権利の行使を容認しなければならない。通常この義務を黙認義務と云う。なお、国際法上における中立法規は中立国の義務の形式で規定されている。この内容は黙認の義務に属するものが多くを占めている。黙認の義務は中立商業の自由と交戦国の戦争遂行との接触点を意味することから実には中立の主たる核心をなしているといつてよい³⁾。

(3) 国際政治上の中立—中立政策（比較的長期たるを意図する）

今まで述べて来た永世中立と国際法上の中立とは相違する国際政治上の中立がある。こ

2) 横田喜三郎著「国際法」p 301 上記の説明に続き—いままで戦争がある場合に、これに参加しない国は双方の交戦国に対して、法律上で公平な態度をとり、これを中立と称した。…と述べられている。
3) 北村孝治郎著「第二次大戦とスイスの中立」p 57参照

の中立はある程度、長期に渡ってとられる政策で、この意味の中立政策を今日なお国是として成功している模範的な国がスウェーデンである。過去にあって北欧諸国（ノールウェー、デンマーク）は中立を国是とした国であったが、第二次大戦でドイツ及びイギリスのため脆くも蹂躪せられて中立政策に失敗した結果、今日は中立政策を断念してしまった。ひとりスウェーデンは第二次大戦後でも中立政策を堅持しようとしている。

高山岩男教授によれば、「国際政治上の中立は、力の政策が国際世界を動かし、力の均衡が大国の自衛策である時代、小国がその国策として選んだ政策である。19世紀以来、中立は小国の現象となった。大国とは世界の安定勢力の事であり、世界の安定は大国が自ら乗出して勢力の均衡を計ることによって得られるものであるから、大国は中立政策を採る事をしない。この大国間の勢力均衡の谷間を縫って身の保全を計ろうとする一部の小国が、中立を以て国際政治上の政策としたのである。故に中立政策は力の政策と相關的なもので、力の政策が盛んになれば中立政策も盛となり、力の政策が衰えれば中立政策も衰えるというのが国際世界であった⁴⁾」と述べられている。

所謂国際政治上の中立、中立政策は国際条約及び国際法上により、その中立が法的に保障されているのと違い、平時にあって、自国の安全と平和のため他国と軍事協力関係を結んで置くことなく、平時より国民意志の一致、超党派の政策であるところに成功が期待できるのである。

以上中立類型について述べて来たが、今日問題として関心が寄せられているのは国際法上の意味の中立ではなく、永世中立及び国際政治上の中立政策の意味の中立である。国際法上の意味の中立は永世中立及び国際政治上の意味の中立に当然含まれるものであるが、その問題は国際法上（戦時国際法上）の問題に過ぎないのであって、国際政治上の問題ではない。最も関心をもつものは国際政治上の中立の問題である。スイスにその例を見る永世中立と、スウェーデンにその例を見る国際政治上の中立とは、決して同じものではない。スイスの永世中立は、単にスイスが中立政策を維持するばかりでなく、実に国際条約によって、その条約締結国からスイスの独立と領土の保全が保障されていて、中立は、またこの条約によってスイスに課せられている義務でもある。スウェーデンの中立なるものは、国際条約による保障とは全く関係のないものであって、スウェーデンの国民が大国間の紛争に巻き込まれることを欲せず、そのため超党派の政策を国是としてとり入れている。所謂スウェーデンの中立は国際政治上の中立政策なのであり、これが今日最も模範的な形の中立政策をなしている⁵⁾。

4) 高山岩男著「国際的中立の研究」p1.1行～7行

5) 同上 p126 参照

第二章 現代の中立（日本の中立主義）

Ⅰ節 1945年以後の国際情勢と中立化の現象

第二次大戦後、集団的自衛権という国際連盟にはまだ存しなかった新概念を憲章に掲げて国際連合（United Nation）が発足した。これが旧連盟に代って、更に一層強く、国際平和を維持しようと意図された集団安全保障の組織であることは更めて申すまでもない。

ところが発足後、間もなく国際社会は自由主義世界と共産主義世界との二つに分裂し、この間に冷戦（Cold War）が発生した。国際連合は冷戦を反映する舞台となり、早くも国際連合はその理想と期待とに背き始めた。こうした情勢の産物として生れたのが北大西洋条約機構（NATO）である。その後、軍事的性格の濃厚な地域的集団安全保障の機構が自由陣営に作られ、またこれに対抗して共産陣営にはワルシャワ条約機構が作られた。これらの機構は国連を差し置いて大国の巨頭会談、外相会談や軍縮会議が行われる有様である。ここにおいて、恰も旧連盟がその威信を失ったとき小国が多く中立になったのと似て、国連加盟のアジア・アフリカ新生国家群の中から二つの世界の紛争に捲きこまれたくないと願望が発生した。所謂中立の発生である。これが第二次世界大戦後の一つの顕著な現象である。この中立は主観的な願望のようである。兩次の世界大戦は中立が殆ど不可能に近きことを実証した。集団安全保障の理念と中立とは矛盾するものである。集団安全保障は集団制裁の連带的義務を課し、この義務を守ることによって、集団保障が効力を発揮するのであるが、中立はこの義務を負わぬものであるゆえ、集団安全保障の理念は中立そのものを不可とする建前をとる。しかし今日何らかの意味で中立が国際連合加盟国の間で問題となる場合は、地域的集団安全保障機構に参加すべきか否かが問題となる際であり、これに参加を拒否した国の場合である。だからA・Aの新生国家群も国連に加盟しているが、中立は地域的集団安全保障機構に参加しないという中立となっているわけである。近代文明は大国と云えども、一国では自存も自衛も不可能な文明世界を造り上げてきている。このような今日にあって、小国の願望する中立—単独の自存自衛は不可能であると云える。その上、原水爆兵器が出現し、これを運搬する ICBM（Inter Continental Ballistic Missile）や IRBM（Inter mediate Range Ballistic Missile）ができ、更に細菌兵器や毒ガス兵器、所謂B・C兵器も存する今日、これらの科学的兵器を動員するような戦争が起ったとするならどうなるか、このような戦争に捲きこまれたくないという願望から中立の気運が生れたのであるが、捲きこまれず、何の被害も受けぬということは到底ありえず、中立ということは実際は無意味に帰するであろうが、ともかく、捲きこまれたくないという中立の願望は国際社会の紛争が盛んとなればなるほど強くなる。更に、その上米ソ両国は互に自己陣営の勢力圏の拡大を計り、中立を殺しにかかるのであるが、すでに他の勢力圏に属したり、傾いたりしている小国に対しては中立の

立場にまで持ちきたそうと試みる。これが中立化の現象である。

(1) 共産主義と中立

共産主義思想には「中立」は存在しない、存在するのは「敵か味方か」であって、敵でもない、味方でもない、「第三の道」所謂中立の立場は認められないのである。中立に対するソ連の大百科辞典によると「現在の帝国主義制度の下における中立の地位は、中立国を戦争に巻きこむから防ぎえない。いかなる条件の下においても、中立の地位は危険な幻想である。そのみではなく中立の地位は事実において、侵略を正当化するものであって、戦争の開始に役立つ一つの要因である¹⁾」と定義している。また毛沢東選集第一巻の初め「中国の人民にも、世界の人民にも資本主義か社会主義かが有るのみで中立はない、それは幻想に過ぎない」と述べている。1960年7月5日フルシチョフ首相はオーストリアで「中立とは世界から隔絶した山脈ではない。平和のための闘争はすべて国民の問題であり、その闘争に中立であるならば、全ての国にとって恐るべき惨禍をもたらす、新しい世界戦争の惹起を許すかもしれない」と声明せられ、第三の道である「中立」は全面的にデナイアルされている。中立の否定の実行は次の如くなされて来た。ソ連は1939年にバルド三国（エストニア、ラトビア、リトニア）と相互援助を結んだけれど、1940年に無惨にも強制的にソ連に併合された。

戦後にはユーゴの中立主義を非難し、またハンガリーが1956年11月2日にオーストリアと同様な中立の承認を国連に要求すると、武力を持ってハンガリーを制裁し、ナジ首相を暗殺したのである。ルーマニアに対してなされた事実に、同国中立化を唱導する者は犯罪者とされたのである²⁾。以上を採り上げるだけでも、ソ連の相互援助条約及び中立化の呼びかけが他の目的の一手段に過ぎず、真の目的は自己陣営への併合か共産化である事を立証するものである。

(2) ソ連の対日中立政策

サンフランシスコ講和会議のころ、日本国内情勢は米国の占領から解放されたという意識的、無意識的な要求から、独立国日本は米国一辺倒であってはならぬ、米ソに対して中立でなければならぬという情勢であった。それに加え一部の国民の根底に埋蔵されていた反米感情と結びついていた。こうした日本国内情勢をソ連は巧みに外交の戦術に利用したのである。日本中立化に対するソ連の最初の呼びかけは、1958年12月2日、グルムイコ外相が門脇大使に「日本の安全は再軍備と戦争を拒否し、中立を守る可能性を日本に与える、日本の憲法の規定を厳格に順守する事によって最もよく保障される。日本の自主的平和愛好の政策の道、中立の道、これこそ日本の実際の独立の確立、その真の安全保障をもたら

1) 田村幸策著「国際政治の指導理念」p 172

2) 同上 p 179参照

すものである。ソ連政府は、日本が中立政策の道をとることが極東における平和と安全並びに国際的に承認を得た平和五原則に基づく国際協力の発展に対する重要な間接的貢献になると考える」と述べている。この対日中立政策は日本の革新陣営に大きな影響をあたえた。この対日中立政策申出の8日後に日本共産党は「日本が今日おかれている民族的危機から抜け出す道は、日本外交政策を対米従属から真に自主的な中立政策に転換する以外にない」と声明され、また第四回中央委員会総会（1959年1月）にて「中ソ両国が進んで日本の中立化を支持する事を声明している今日、日本人民が自主独立の精神に立って、国の政策を対米従属から自主的中立政策に転換するために戦うならば、日本は平和の政策を実行するアジアの独立国にする事が出来る」と述べられている。以上の事でも判明するように共産党の中立はソ連の日本中立方式の受売ともいえるのである。また社会党にあっても同様に、1959年3月11日(安保改正反対運動のため共産党と統一戦線結成を決定している)でもうかがわれる。ソ連の対日中立政策は、ソ連の国家利益と極東の戦術の考慮であったと云える。その理由を裏付けるのは、1959年4月20日、フルンチョフ首相は本多良介(ジャパン・プレス・サービス)に与えた回答に「日本の平和と安全は永世中立によって保証され、保証の方式が問題となるとすれば、日中ソ三国間で、条約締結について具体的に討議すればよい—アジア極東の他の諸国と共に参加を許すこと—日本が集団的保障に中立保障を望めば、ソ連はこれを歓迎する。また極東及び太平洋地域の平和の運命は多分に日本の態度いかんにかかり、日本が独立の平和愛好的な政策をとるか、あるいは日本の諸隣国やアジアのその他の国の平和と安全を脅かしているアメリカの軍事的跳躍台として、今後も奉仕するかにかかっている」であった。所謂ソ連の日本中立化政策は、日本を自由陣営から離せしめる外交政策であり、安全保障交渉の阻害であったと云える。対日政策の最も成功したものは日本人心理に核戦争を恐れしめ、反米思想と中立思想を植えつけた事であろう。

Ⅱ 節 日本の中立主義

(1) 日本中立国論の経過

敗戦後、日本は戦争放棄の新憲法が成り、更に朝鮮動乱によって占領軍米国が、日本を独立国にする政策に急転するや、日本中立国論が日本の中から出現するように至った。一般的に独立と中立とは区別されるべき別個のものであるが、しかし日本の中立主義は独立意識と密着していたと云ってよい。日本中立国論は戦争のため深刻な敗戦思想に押潰されて、日本のとるべき道を失い、独立国としての地位もない、将来の運命に不安を感じつつあった当時の日本民族の心理に突然として一大刺激を与えた。それはマッカーサー元帥が「日本は極東のスイスたるべきだ、日本はスイスが中立に成ったと同じ理由で中立である事をアメリカは望む¹⁾」と云う発言であった。マッカーサーのこの発言は日本民族の心理

1) 1949年3月3日マッカーサー元帥が、デリーメール特派員との会見での発言である。

に強く感銘を与え、国会演説、新聞の社説に中立論が現われた。それは次のごとくである。1949年4月7日の国会演説で「日本は世界最初の原爆被害国として、武装せぬ国家として、賢明なるスウェーデンやスイスのごとく一切の国際紛争に超然として、局外中立国の立場を守りぬくことが必要だ」（参議院本会議）と述べられている。同じく同年3月3日の朝日新聞の社説で「戦争放棄を宣言したわが国の歩む道は中立である以外には絶対ない、今こそ中立維持のための国内態勢を整備確立しなければならない」と述べられ、続いて4月9日の読売新聞の社説で「武器を捨てた平和国家の選びうる道は中立以外にはない」と述べられている。日本中立国論はポツダム宣言の命ずる日本完全武装解除と占領軍の起草にかかる戦争放棄の新憲法によって、法的に恒久化されたことにより益々もって促進された。ところが、1949年10月、中国大陸に共産主義政権が成立して極東に共産勢力の比重が急増して、それに加え1950年6月に朝鮮戦争が勃発した。その結果中立論は一層盛んとなり、対日講和前後に一つの頂点に達した。ただ朝鮮に戦争が起きてみると非武装中立論の理想的幻想性は国家の安全と国民の生命財産を守る政策とはとてもなり得ず、ここに日本中立国論は左翼・進歩の両陣営の政策となり、保守陣営にあっては非中立の立場に立つに至った。講和会議を境に非中立、中立の対立は極めて明確になると共に、日本は事実上、日米条約によって非中立の立場に立ち、自由世界の一国と成り大多数の諸国と国交回復をして、種々の国際会議に代表を送るようになったのである。

1953年11月12日日本訪問のニクソン副大統領が「日本が自由と独立を欲するならば自由世界と協力して十分な防衛を維持し、共産主義の侵略を阻止しなければならない」と述べて日本占領政策の戦争放棄を押し付けたのはアメリカの誤りであったと告白している。国内の進歩陣営は日本が日米安全保障条約(1951年9月8日)を結んだことにより戦争に巻き込まれるとの立場に立ったようである。しかし国際世界を認識してみると判明するように、東西両陣営の重要な戦略的接点にある日本が力の均衡の上に世界の平和が保たれているにもかかわらず、自由陣営と共産陣営のいずれの陣営にも属しないと希望しても、これは国際政治のバランス・オブ・パワーの上からも許されなかったのである。もしも日本が日米安保条約を解消して中立に踏み切ったならば、アジアにおける自由世界の努力と共産世界の努力のバランスは大きく変動し、アジアの平和のみならず、引いて世界の情勢に大きな動揺をもたらすことは明白であり、かえって戦争原因を発生さすであろう。わが国が米国の核抑止力に保護されている限り、日本に対する中ソの核の軍事的脅威は未然に押えることができる。もしわが国が中立宣言をしたからとて、他国が中立を尊重し、日本の安全を脅かさないという現実の保証はどこにもないのである。またドイツにあっては日本と同様である²⁾。にもかかわらず進歩陣営の日本中立国論は衰えず、一般国民の間の中立ムードも

2) ドイツの占領政策が非軍事化・非武装化にあった事は日本の場合と変りない。ドイツにあって、米

衰えず、なお今日まで続いている。今その経過を顧るに、最初日本が極東のスイスたるを論じた時代には、社会党も一般国民の大部分も、永世中立スイスの実状も殆んど知らず、中立は無軍備でもできる、と云うより中立は非武装と一致する如く考える程度の知識であったようである。日本は講和・独立と国家的発展を遂げる事により、日本がスイスの永世中立たるべき目標が不可能である事が判明されて来た。ここにマッカーサーの「極東のスイスたるべきだ」の放言も無意味なことが、一般的に理解されるようになった。ここから「スウェーデンに学べ」とスウェーデン流の中立論への転換が見られたが、スウェーデンの真剣な武装中立を知るにつれ「スウェーデンに学べ」とも云えなくなった。ここで日本中立論は苦境に立ったが、世界を見渡すと戦後植民地より独立したアジア、アフリカ新生国家群の間に中立(所謂中立主義・積極的中立主義)が存していた。これを模範として採り入るに至ったが、日本の中立論はこの積極的中立主義で放浪を打切り、以て今日に至っている。

(2) 中立に対する各政党及び文化人の主張

① 社会党の中立

社会党は中立を主張する。所謂非武装中立論である。この立場は日米安保条約の廃棄、自衛隊の解消、米中ソとの個別的友好条約及び日米中ソを軸とするアジア・太平洋集団安保条約の確立を主張する。この主張は東西両陣営の間に武力の衝突が発生すれば、日本は核兵器に脅され、日本の安全保障はありえない、いずれの陣営とも軍事同盟を結ばずして平和共存する積極中立(非武装中立)こそ日本の道であるとする。この非武装中立論に対して各政党もそれぞれの立場から強い批判をしておる。この批判を簡単に述べてみると次のごとくである。

自民党の批判—非武装中立は理想と現実を混同しているゆえ、これを国民に訴えるは無責任であると批判する。同じく中立政策をとる共産党の批判—まったく自衛措置を考慮せず、固定化した非武装中立は反対であるとする。公明党の批判—社会党中立論は社会主義陣営へ傾斜する政策であると批判している。民社党の批判—非武装中立は自からの安全を、自からは全く責任を負わず、専ら他国の軍事力で自国の安全を保障してもらおうとい

英仏の西地区とソ連地区、軍事占領上の対立が西ドイツと東ドイツの分立の原因と成った。その後米ソの冷戦激化と朝鮮勃発後に西ドイツにおいて共産勢力の侵略に対する自主防衛が必要となり、西ドイツが主権を回復する代償として、西陣営防衛の分担を西側諸国から要求された。このことはしだいに西ドイツ国民の内に理解されるようになり、兵役義務と防衛の立法が成立して、徴兵制と再軍備の基礎が作り上げられた。その後1954年に西ドイツの主権を回復するパリ条約が調印され、条件付きの再軍備が認められて、1955年11月西ドイツに新しい軍隊が発足した。西ドイツの再軍備が共産勢力の侵略に備えるとの明確な目標のもとに、国民の絶対多数の支持を得て、一連の軍事立法により本格的に発足したのは、日本の場合と根本的に相違する。鹿島守之助著(日本と西ドイツの安全保障) p 45~46参照

第1表 1969年8月7日、読売新聞安保に対する世論調査

社会党支持者で社会党の安保政策を支持…	14.7%
共産党 “ で共産党の “ …	25.0%
自民党 “ で自民党の “ …	25.4%
民社党 “ で民社党の “ …	28.8%
公明党 “ で公明党の “ …	29.1%

第2表

(民社党)駐留なき安保を支持……	19.3%
(公明党)段階的解消を支持……	18.7%
(自民党)安保堅持を支持……	15.3%
(共産党)自衛中立を支持……	14.1%
(社会党)非武装中立を支持……	6.8%

う政策であり、国際的に通用しない無責任な議論であると批判している。

非武装中立論は社会党を支持している人びとの内であっても、非武装中立論を支持していない者が多数いることが第1表によって指摘される。社会党の非武装中立論に賛成する者は、なんと14.7%であり、その他の政党支持者の最低である。また第2表においても、国民の支持率が他の政党の安保政策に比して最低である。このことは国民から見放されつつあるのが日本社会党の安保政策（非武装中立政策）である。

② 共産党の中立

共産党は自衛中立を主張する。この主張は、「日本が平和・中立化政策をとる場合、中立を侵犯する外国の圧迫や侵略に対し、自衛の権利を行使してこれを国際保障にたよるような無責任な見地では、真に平和・中立化政策を保障しえない¹⁾」と述べている。同党の自衛中立は、米帝国主義勢力に反対する基本的政策として日本の「中立」が組み立てられている²⁾。したがって「軍事的中立」であっても「政治的中立」ではないのである。このことはいうまでもなく、それは日本共産党の戦術であって、社会主義政権の段階では、「中立」から中ソ同盟へと発展することを企図している、すなわち、日本共産党の「中立」は偽装中立である。

③ 公明党の中立

公明党は安保を段階的に解消し「安全中立」を主張する。この主張はいかなる戦争の当事者ともならず、いかなる紛争の一方に加担せず、軍時同盟にも加盟せず、常に諸国と等距離の立場を保つ中立をいう。またこの中立は、それ自体が究極の目的ではなく、普遍的な集団安保体制、国際警察軍による世界の治安と秩序維持の実現までの過渡的な中間構想としての安保政策である。この安保政策（完全中立）の基本的原則として、中立政策を貫く意志の堅持——関係諸国への配慮——中立政策実現のための保障（アジア太平洋不可侵、

1) 「日本中立化と安全保障についての構想」1968年6月11日付「赤旗」参照

2) 日本共産党の中立政策については、読売新聞社国際情勢調査会編「日本とアジアの安全保障」の共産党の安保政策を参照されたし。

国連アジア本部の設置・必要最少限の自衛能力)である³⁾。

同党の政策は政治的、軍事的に完全中立で、「各国と等距離を保つ」としているが、しかし今日にあっては、米中ソを中心に転回しているアジア情勢にあって、各国と「等距離を保つ」ことは果して可能であろうか。

④ 民社党と中立

民社党は非中立を主張する。同党は非武装、武装を問わず、中立を否定し「自主防衛プラス駐留なき日米安保条約」によって日本の平和と安全を確保すると主張する。民社党に対する評価は、「安保条約第6条削除⁴⁾」に対する現実性の問題と、「ギブ・アンド・テーク⁵⁾」の原則を無視していると云う批判である。かりに安保条約削除の現実性がありえたとしても、反対に新たな日本防衛力の拡大、防衛線の拡張、集団安保への参加を要求されると考えられ、逆に安保改定により安保長期化のおそれがあると批判されている。

⑤ 自民党と中立

自民党は安保の必要性を考え非中立の立場に立っている。同党は戦争の抑止力としての日米安保と国際社会の情勢の判断より防衛力の整備強化を主張する。この主張は日本の独立と平和の維持により、日本に繁栄をもたらすための不可欠の要件と考えられた。同党は安保体制のある限り、日本に対する直接侵略の可能性が少ないけれど、間接侵略の危険は決して軽視することはできないと述べられている。日本防衛のための努力は、安全感の問題となり、もしわが国だけで独立を維持し、安全を図るとすれば現在の防衛費（昭和42年度国民所得345,939億円の1.17パーセント）の数倍を支出しても到底間に合わないと言われている。

⑥ 日本文化人の中立

日本文化人の中立論は賛否両論があるが、ここでは中立賛成論について述べる事にする。中立賛成論の意見は、それぞれ論じている人によって違っているが、だいたい日本は武装なき中立（非武装中立）をとるべきと論じている。非武装中立は日本最大の国家的利益であり、非武装中立こそ日本の安全を守る有効な手段であるという。すなわち日米安保条約の廃棄、そして日米ソ中の中立条約を結べという主張である。

また国連警察軍の設置、中立諸国の国際警察軍によって日本を守ってもらう提案及び国際監視委員会の統帥権の下におく構想などが出ている。これらの意見は日本を取り巻く国

3) 1968年4月11日、第6回定期公明党大会（日米安保体制の段階的解消の方途）参照

4) 日米安保条約第6条（基地の許与）、日本の安全に寄与し、並びに極東における国際的平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

5) ギブ・アンド・テークとは、米軍は日本を守る義務がある反面、日本に米軍の駐留権と基地使用権をもって東南アジア戦略体制を形成していることを云う。

際情勢を考慮していず、全く驚くほかないのである。日本の中立に対する各政党及び文化人の主張を述べて来たが、まったく次元の違う「中立」「非中立」を目ざしている。この事は、日本の進路の政策は分極化の現象を示している。これでは日本中立国化はありえようがないのである。

Ⅲ節 日本の中立の可能性について

日本国民の一部は中立主義ムードで、日本の中立化が真実に可能なかどうかは深く検討することはしない。中立主義ムードだけで、日本が中立を選ぶ事が不可能であることは明白である。ここで、日本の中立が可能か不可能かについて述べる事にする。

第一、中立政策は国民と各政党が固い決意を持って、一致した意志の上に立つことである。即ち、中立は一政党の政策ではなく超党派の国策でなければ成功しない。もし中立政策が一政党の政策で、他の政党が非中立の政策を持っている場合は、民主的議会政治の国なら政権交替が起れば中立政策は他の政策へと交替することになる。これでは一国の外交政策、国防政策が政権交替のあるごとに転換し続けることになり、対内的にも国家の最大利益が動揺し、対外的には諸外国が長期中立国と期待し得ず、この国を中立国と信用し得ないのである。云うまでもなく、スイス、スウェーデンにあっては中立を伝統として、強力な近代軍事力を持ち、各政党と国民とが一致した固い決意で中立をとっている国である。AA諸国の中立国（インド・インドネシア・アラブ連合等）も、独裁に近い指導者によって、中立主義を維持していたのが実情である。しかし、日本が中立を希望したところで中立に対する各政党及び国民の主張（中立に対する各政党及び文化人の主張を参照の事）がまちまちの実情にあっては、これでは中立が国策になりようがなく、たとえ国策になったとしても、日本国内の事情を知る外国が長期中立政策を持続することは信用しないのである。

第二、中立を守っていくためには保守、革新両陣営とが、国民としての共通の基盤の上に立ち、これを護持しようとする国民の最大の愛国心と自制心とを備えて、これを現実に示す相当の国防、軍備の体制をもたねば中立を護持することも、進むことも出来ない。中立政策とデフェンスのための軍備とは内面的関係を持ち、非武装中立はそれ自体に矛盾を蔵埋する。いま中立国の周辺に戦時状態が発生したと想定する。中立国に交戦国の軍艦が通告なく領海内に侵入するとか、飛行機が通告なく領空を犯す場合は、この侵犯に警告を発してもなおこれを聴き入れず、侵犯を続ける場合、中立を護持するために実力を以てこれを撃退するのが中立の義務でもあり、責務でもある。この義務と責務を果す程度の軍備を備えていることが国際法上必要不可欠の条件となる。即ち中立と軍備とは不可分の関係に存するので、軍備なき中立は始めから中立として国際世界に信頼されず、信頼されざる中立の意義をも持ち得ないのである。

第三、日本の中立主義者が戦争放棄の憲法を楯に非武装中立を主張する時は、中立の基本的

条件に背くことになる。もし中立政策を国策として行うならば、憲法改正を行わぬ限り中立政策は行えぬ道理である。中立主義者の主張が新憲法に則って考えれば当然中立に帰着すると云うのであるが、それは国際社会が認めて来た古来の中立でない。全く勝手な中立であって、国際社会に実質上は成り立たないのである。革新陣営における非武装中立論は、軍備に廻す経費は産業近代化、社会保障に使えという主張である。軍事費をゼロにして、軍事に充たす経費を国民の福祉及び文化産業の向上各方面に廻したいという願いは、中立国ばかりでなく、諸国家が抱く願望でもある。しかしながら中立と非武装とは矛盾して相容れず、中立国自身、不相応の軍事経費を支出している。日本が中立政策を国策として貫徹しようとするならば、スイス、スウェーデンに見られる如く、身分不相応の経費を支出して独力の軍備を完備する必要がある。しかし日本が独力の軍備を造ったところで、ソ連、中共及び米国に備えるのは不可能に近いけれど、ともかく一応の国家安全を得るための軍備は膨大な軍事費を必要とする。

第四、日本の進路として、今すぐ、日本を中立国化することを仮定してみよう。現在の国際世界における東西両陣営の世界観の相違により発生する紛争は、今後長期に渉って起ると推察される。日本はこの緊張の谷間にあって、安全を保つための中立政策は、東西両陣営の何れの軍事ブロックにも参加せずソ連、中共及び米国に備えるための軍備を必要とする。（非武装中立は先ほど述べたごとく中立とは云えず、中立の公理に背くから除くことにする。）

日本がソ連、中共及び米国の第一級軍備に対するためには、第一級の軍備でなくとも第二級序列の強国になるであろう。こうした強国になればソ連、中共及び米国も下手に干渉できない中立日本と成り、日本の中立は維持せられる可能性が生ずる。このような強国日本がアジアに存在することは、アジア中立諸国の“力”になるであろう。例えば、一中立国に他国が脅威を及ぼすときは、直接・間接に援護し、援助して、脅威を及ぼす国に対して警告を発することが出来る。しかし軍事力を背景に對外発言を行うならば、凡そ中立というカテゴリーから逸脱したことで第三勢力ということになる。この勢力は、いつ何時中立の限界を越えるか不安を抱かしめる。こうした不安を諸外国に抱かしめる事は第三勢力であることを示すもので、これは中立ではなく、大国であり、大国は中立などあり得ないということを示すものである。つまり中立は小国だけの現象ということである。

これまでの想定から東南アジア諸国に不安を抱かしめる日本中立国化は、対外的には国際世界に強力な對外発言ができる、このことは独立を精神とする中立とは云えないのである。国内においては、現在の日本の思想情勢が続く限り、對外政策で国論は分裂し、とても公正な中立の態度を押し出す如きは不可能にして考え得ないのである。

日本の中立（積極的中立＝非武装中立）と云う中立主義は、共産陣営に同調する社会党及び進歩的革新陣営の主張である。これに対して真向から対立する現有勢力（反共思想陣営）

が存している。このような国内情勢である以上、対外政策上中立は国策とはなりえないのである。

以上見て来たように、中立の必須条件たる強力な軍備を備えた中立日本を想定したところで、中立は成功しないと云うことになる。この場合は非武装中立の場合のように、他から侵犯されるから中立が失敗するのではなく、逆に日本が強国の列になり積極的中立の下に対外行動において、積極的に出れば出る程、中立は維持し得なくなり、中立に失敗するのである。

第五（結論）これまで日本の中立国化の可能性について述べて来た。日本が東西両陣営に中立政策を採るにしても、これが成功するための必要な諸条件を欠いている。従って失敗の不利に陥ることを指摘した。中立が成功するためには国民一致の意志と国家財政、国民経済の相当の不利を忍んで強力な装備の軍事態勢を完備するが必要が生ずるが、その場合は、日本は戦前並みの強固な軍事国日本となり、「第三勢力」となりえるであろうが、第三勢力は何も中立とは限らず、これが安定の役割を演ずれば中立などは捨てる必要が発生する。それに日本国内の思想分裂の状況が中立政策の策定を不可能にしている。このような諸事情が交差して中立は維持できず、中立政策は失敗に帰する。即ち強固な軍事国家となった場合の日本は、自からの理由から、中立政策は維持できず、失敗するのである。

主要参考文献

高山岩男著「国際的中立の研究」43年。

防衛研修所「ナショナル・インタレスト」36年。

田村幸策著「国際政治の指導理念」44年。

北村孝治郎著「第二次大戦とスイスの中立」37年。

横田喜三郎著「国際法」40年。

憲法研究所「永世中立の諸問題」44年。

日本国際問題研究所「中立主義の研究上・下」36年。

T. A. A. Stockwin : The Japan Socialist Party and Neutralism 1968. 福井治弘訳「日本社会党と中立外交」44年。

C. L. Robertson : International Politics Since World War II : A Short History 1966.

横田喜三郎・尾高朝雄著「国際連合と日本」31年。

毎日新聞社編「社会党政権下の安全保障」44年。